

様式 1

明細書

作成日：平成 31 年 3 月 28 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ワカヤマケン キ（〒649-6192）和歌山県 紀 の カワ シモモヤマチョウモト 376 バン チ 川市 桃山町 元 376 番地

名称（フリガナ）：カワ モモシンコウキョウギ カイ あら 川 の 桃 振興 協 議会

代表者（管理人）の氏名：会長 岩見 豊

ウェブサイトのアドレス：<https://aramomo.server-shared.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（もも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：カワ モモ あら 川 の 桃、Arakawa no Momo、Arakawa Peach

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：和歌山県紀の川市桃山町及び紀の川市竹房

5 農林水産物等の特性

「あら川の桃」は、江戸時代から栽培が行われ、西日本最大の生産を誇る和歌山県紀の川市桃山町を主産地とする「ブランド桃」である。

長年、生産地で培われた栽培技術により、色味や玉揃いなどの外観に優れ食味が良好なことから、卸売市場では他産地に比べ高価格で取引されており、百貨店等では、お中元などの贈答用として引き合いが強い。

生産地では、「桃」の開花期になると、ピンク色の絨毯を敷き詰めたような桃源郷をも思わせる絶景が広がり、ほのかな甘い香りが町中を包みこむため、その光景を一目見ようと観光客が訪れ、また、出荷期には、「あら川の桃」を少しでも安く手に入れようと多くの消費者が押し寄せるなど、生産地周辺で季節の移り変わりを感じる風物詩となっている。

なお、この生産地における開花期の風景は、平成 12 年に「桃源郷一目十万本の桃の花」として環境省の「かおり風景 100 選」に選出されている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

・あら川の桃振興協議会（以下「協議会」という。）が推奨した品種を使用する。

（2）栽培方法

- ・基本的に「あら川の桃栽培暦」に基づいて栽培する。

(3) 出荷基準

- ・協議会が定めた「あら川の桃出荷基準」に準ずる。
- ・上記基準を満たさない果実のうち、腐敗果以外は、加工用原料とする。

(4) 最終製品としての形態

- ・「あら川の桃」の最終製品としての形態は、青果（もも）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「あら川の桃」の生産地は、和歌山県紀の川市内を流れる紀の川南岸に位置し、年間平均気温が約 15.7℃の比較的温暖な気候と、生産地の大部分を排水の良い砂礫土壌が占めていることから、「桃」の栽培に適した自然条件を有する。

生産地における「桃」栽培の歴史は古く、最古の記録としては、天明 2 年（1782 年）、段新田（現在の紀の川市桃山町）に、摂津国（現在の大阪府池田市）から桃苗を導入したのが始まりとされており、この「桃」が結実して出荷されるようになると、紀の川によって堆積した砂礫土壌の「新田」と呼ばれる地域で栽培されていたことから、「新田桃」として珍重され、これが「あら川の桃」の起源となっている。

「あら川の桃」の「あら川」とは、古くから生産地周辺で使われていた地名に由来し、平安時代後期の大治 4 年（1129 年）に制定された鳥羽院領の「荒川荘」に始まり、後に「荒川」という川の氾濫に因んだ地名は好ましくないと「安楽川」に改称されたと言われている。その後、明治 22 年の町村制施行時に村名として安楽川村や奥安楽川村に使用され、昭和 31 年の町村合併により村名はなくなるが、現在も地元の小学校（安楽川小学校）や中学校（紀の川市荒川中学校）にその名を残す地域に根ざした名称である。

生産地では、摘蕾や摘花の早期実施や果実への袋かけなど、長年の栽培技術の積み重ねにより、外観や食味が良好な「桃」を生産し続けているが、平成 14 年に生産地で「桃」の栽培を行う全ての農家が賛同のうえ協議会を設立してからは、新品種の生産地導入前の栽培試験や優良品種の育種、袋かけ資材の素材別実証試験及び病虫害防除に関する実証試験等に公的機関の協力を得ながら協議会独自で取り組み、更なる品質の向上を図っている。

このように、江戸時代から続く「桃」の栽培の歴史を持ち、地域を挙げての生産振興に取り組んだ結果、生産地では「一目十万本」といわれる一体的な桃畑が形成されている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

明治 22 年（1889 年）に、段新田を含む周辺の村々が合併して「安楽川村」（昭和 28 年に「安楽川町」に町制施行）が誕生すると「あら川の桃」の名は徐々に浸透した。

戦後の復興を経て、昭和 31 年に安楽川町を含む周辺町村が合併により「桃」の産地を象徴する形で町名が「桃山町」となり、昭和 39 年に周辺 3 農協の合併による「桃山町農業協同組合」（以下「桃山町農協」という。）の設立を期に、それまで地域毎にあった小規模な選果場の大部分を統合し、昭和 41 年に新設した桃山町農協総合選果場に一元集荷してからは「あら川の桃」として統一出荷するようになり、現在に至るまで半世紀以上の間、生産を継続している。

生産地では、平成 6 年に「あら川の桃」及び「あらかわの桃」の 2 つのブランド名を商標登録しているが、商標の使用許可を得ずに「あら川の桃」の名称を使用した「桃」の市

場流通が横行していたが、協議会設立以降は、協議会が総合的な商標使用の一元管理を行うとともに、更なる栽培技術の向上や品質の平準化に取り組んでいる。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：紀の川市

登録商標：あらかわの桃、あら川の桃

指定商品又は指定役務：第 31 類 もも

商標登録の登録番号：第 2684953 号、第 2684954 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

〔登録日〕平成 6 年 7 月 29 日

〔更新登録日〕平成 26 年 3 月 25 日

〔存続期間の満了の年月日〕令和 6 年 7 月 29 日

☐ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☒ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成 31 年 2 月 25 日

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

■ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]